

首相弁明
くるくる

どれも違法

学術会議法違反のオンパレード

任命拒否

→ これまで政府がのべた「拒否はしない」との国会答弁を覆した

「総合的、俯瞰的に判断」

→ 法律にない基準を持ち込んだ

首相が推薦リストを「見ていない」 → 「推薦に基づく任命」に抵触

首相以外が除外の判断 → 「首相が任命」に抵触

学術会議人事に介入した問題で、菅首相の弁明が日ごとに変わった揚げ句、いずれも日本学術会議法違反という深刻な破綻に陥っています。

違反。学術会議による推薦の選考基準は「優れた研究又は業績」（同17条）です。首相の弁明はこれらの規定に抵触します。

首相による任命拒否は「(学術会議の) 推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」(同法7条2) に

いつ、誰が、任命拒否の判断をしたのか。全容解明と拒否された6人全員の任命が必要です。

折り目

官僚のみならず 科学者まで恐怖支配

官邸強権政治は国をほろぼす

学術会議に政府が干渉できないようになってきているのは、科学が戦争の

道具とされた痛苦の歴史があるからです。異論を唱える官僚を左遷するだけでなく、科学者まで「人事」で脅して支配しようとする菅政権。社会全体を、政権に「右へならえ、させようとする暴挙を許してはなりません。

制度解説
衆院選挙
投票方法

比例代表は「**日本共産党**」と書きます
小選挙区は「候補者の名前」で

衆議院比例代表は政党名で投票します。参議院と違い個人名は無効です。

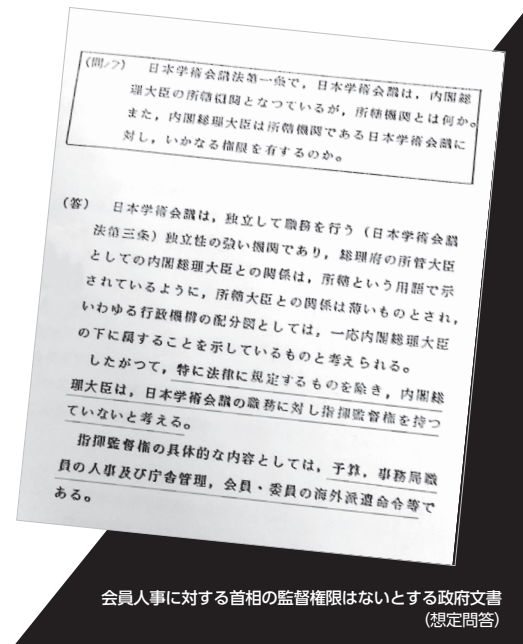
こんな政治でいいのか

菅首相が学術会議に

違法な介入

批判する者を徹底排除

日本学術会議から推薦された新会員6名を菅首相が前代未聞の任命拒否。「学問の自由」をおびやかす重大問題に、学術会議は「政府から独立して学問をベースに発信していく組織であることを譲るべきではない」と全員の任命を強く求めています。



会員人事に対する首相の監督権限はないとする政府文書 (想定問答)

「学会が推薦した者は拒否しない」

国会で政府がハッキリ答弁

そもそも政府は学術会議の人事には介入できません。会員を政府の任命制にした1983年の法改正時に、中曽根元首相は「政府が行なうのは形式的任命にすぎない」と答弁して

います。加藤官房長官は「監督権」といいますが、そんな権限がないことは政府文書に明記されています。

日本共産党

近畿民報

2020年10月 No.4 (第434号)
発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンピース102号
Tel.06(6975)9111 Fax.06(6975)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を
発表しました。